

議案第18号

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

目黒区国民健康保険条例（昭和34年11月目黒区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に、「100分の64」を「100分の63」に改め、同条第2号中「42,100円」を「45,000円」に、「100分の36」を「100分の37」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.31」に、「100分の64」を「100分の63」に改め、同条第2号中「13,200円」を「15,100円」に、「100分の36」を「100分の37」に改める。

第15条の16中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.10」を「100分の1.93」に、「100分の60」を「100分の61」に改め、同条第2号中「16,600円」を「16,200円」に、「100分の40」を「100分の39」に改める。

第19条の2中「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第1号イ中「29,470円」を「31,500円」に改め、同号ロ中「9,240円」を「10,570円」に改め、同号ハ中「11,620円」を「11,340円」に改め、同条第2号中「285,000円」を「290,00

0円」に改め、同号イ中「21,050円」を「22,500円」に改め、同号ロ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ハ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同号イ中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号ロ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ハ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号イ中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号ロ中「10,525円」を「11,250円」に改め、同号ハ中「16,840円」を「18,000円」に改め、同号ニ中「21,050円」を「22,500円」に改め、同条第2号イ中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号ロ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ハ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号ニ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率、賦課限度額及び保険料を減額する基準額を改定し、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。